

議案第16号

浄化槽法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

浄化槽法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(八幡浜市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 八幡浜市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成17年
条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれ
に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定
で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるもの
とする。

改正後	改正前
<p>八幡浜市<u>公共浄化槽等</u>の設置及び 管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、浄化槽法(昭和58年法律 第43号。以下「法」という。)第12条の1 7の規定に基づき、公共浄化槽等の設置及び管 理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>公共浄化槽</u> <u>法第2条第1号の 2</u> に規定する 浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(令 和元年法律第40号)附則第2条の規定によ り公共浄化槽とみなされるものを含み、法第 12条の6の規定により市が管理するもの を除く。)をいう。</p> <p>(2) <u>公共浄化槽等</u> <u>公共浄化槽及び「浄化槽 設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事 業の実施について(令和2年3月31日付け 環循適発第20033115号環境省環境</u></p>	<p>八幡浜市<u>戸別合併処理浄化槽</u>の設置及び 管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 <u>市が施行する戸別合併処理浄化槽の設 置及び維持管理については、浄化槽市町村整備 推進事業実施について(平成6年10月20日 厚生省衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リ サイクル対策部長通知。以下「実施要綱」とい う。)で定めるもののほか、この条例の定める ところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>戸別合併処理浄化槽</u> <u>浄化槽法(昭和5 8年法律第43号)第2条第1号に規定する 浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理す るものであって、し尿及び雑排水を各戸ごと (共同住宅にあっては、各共同住宅ごと)に 処理するもの</u> をいう。</p>

再生・資源循環局長通知）」により市が所有する建築物に整備された浄化槽をいう。

(3) 汚水 し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。

(4) 排水設備 家屋からの汚水を公共浄化槽に流入させ、又は公共浄化槽で処理した汚水を放流するための管渠、ますその他の排水施設で住宅所有者が設置し、及び管理するものをいう。

(5) 住宅 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 専ら人の居住の用に供する住宅

イ その一部が人の居住の用に供しない住宅であって、人の居住の用に供する部分（以下この号において「居住部分」という。）の延べ面積の当該住宅の延べ面積に対する割合が2分の1以上であり、かつ、居住部分以外の部分に該当する浄化槽の人槽区分が居住部分に該当する浄化槽の人槽区分に満たないもの

(6) 住宅所有者 住宅

の所有者（住宅を建築中であり、又は建築しようとする場合にあっては、当該住宅の建築主）をいう。

(7) 使用者 汚水を貯蓄するために公共浄化槽等を 使用する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、法 で使用する用語の例による。

（浄化槽処理促進区域）

第3条 市長は、法第12条の4第1項の規定により浄化槽処理促進区域を指定したときは、同条第3項の規定により、その旨を公告しなければならない。公告した内容を変更したときも同様とする。

（公共浄化槽の設置に係る申請等）

第4条 浄化槽処理促進区域内の住宅所有者は、市長に対し、公共浄化槽の設置

を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、法第12条の5の規定により設置計画（以下「設置計画」という。）を作成し、その概要を 当該申請を行った住宅所有者（以下「申請者」という。）に通知する ものとする。

(2) 住宅所有者 住宅、店舗、事務所及び集会所等の公共施設（建築中のものを除く。以下これらを「住宅等」という。）の所有者、建築中の住宅等の建築主及び住宅等を建築しようとする住宅等の建築主 をいう。

(3) 使用者 戸別合併処理浄化槽に、し尿及び雑排水を貯留してこれを使用する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、浄化槽法 で使用する用語の例による。

（処理区域）

第3条 市が設置する戸別合併処理浄化槽により、し尿と併せて雑排水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）は、八幡浜市生活排水処理基本計画による。

（設置工事計画の申請等）

第4条 処理区域内 の住宅所有者は、市長に対し、戸別合併処理浄化槽の設置（し尿のみを処理する浄化槽の構造を変更して戸別合併処理浄化槽とすることを含む。以下同じ。）を申請することができる。

2 市長は、前項の申請が実施要綱の規定に適合していると 認めたときは、次に掲げる事項を定めた設置工事計画 を作成し、 当該申請を行った住宅所有者（以下「申請者」という。）と協議する ものとする。

(1) 設置工事の内容

(2) 設置工事の時期

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事の遂行

(表略)

(使用料の特例)

第12条 使用者が月の途中において公共浄化槽等の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、次の各号に掲げる使用日数の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用日数が15日未満のとき 前条の規定による額の2分の1の額
- (2) 使用日数が15日以上るとき 1月分とみなした額

2 休止している期間 (休止の届出日の翌月から再開の届出日の前月までの間をいう。)の使用料は、前条の表の人槽区分の欄の5人槽の場合を適用する。

(徴収の猶予及び減免)

第13条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は使用料を減額し、若しくは免除することができる。

(電気料金及び水道料金等の負担)

第14条 市長は、使用者に対し、公共浄化槽等の使用、保守点検及び清掃等に関し、必要な範囲内において、電気料金及び水道料金の負担を求めることができる。

2 市長は、、使用者の責めにより生じた公共浄化槽等の修繕に係る費用を負担させることができる。

(土地の立入り)

第15条 市長は、公共浄化槽の設置及び維持管理等を行うために必要な限度において、職員又は市長が委任した者に当該公共浄化槽を設置し、又は設置しようとする住宅の敷地に立ち入らせることができる。

(資料の提出)

第16条 市長は、使用者及び住宅所有者に対し、公共浄化槽等の設置及び維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(保管義務等)

第17条 使用者、住宅所有者及び公共浄化槽等の設置に係る土地の 権限を有する者 (以下「土地所有者」という。)は、設置された公共浄化槽等を適正に保管しなければならない。

2 使用者、住宅所有者及び土地所有者は、市長が行う公共浄化槽等の保守点検、清掃その他必要と認める作業が適正に遂行できるよ

(表略)

(使用料の特例)

第10条 使用者が月の途中において戸別合併処理浄化槽の使用を開始し、休止し、廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次の方法による。

- (1) 使用日数が15日未満のとき は、前条の規定による額の2分の1の額
- (2) 使用日数が15日以上るとき は、1月分とみなした額

2 休止中 (休止の届出日の翌月から休止再開届出日の前月までの間)の使用料は、前条の表の左欄に掲げる区分の5人槽の場合を適用する。

(徴収の猶予及び免除)

第11条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は減額若しくは免除することができる。

(電気料金・水道料金等の負担)

第12条 市長は、使用者に対し、戸別合併処理浄化槽の使用、保守点検及び清掃等に関し、必要な範囲内において、電気料金及び水道料金の負担を求めることができる。

2 市長は、戸別合併処理浄化槽の修繕について、使用者の責めにより生じたと認められるときは、これを負担させることができる。

(資料の提出)

第13条 市長は、使用者及び住宅所有者に、戸別合併処理浄化槽の設置及び維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(保守義務等)

第14条 使用者、住宅所有者及び戸別合併処理浄化槽が設置されている土地について権限を有する者 は、戸別合併処理浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 市長は、戸別合併処理浄化槽の保管が不適正と認められるときは、使用者、住宅所有者及び土地の所有者に対し、適切な保管を行うよう必要な措置等を命ずることができる。

3 使用者及び住宅所有者 は、市長が行う戸別合併処理浄化槽の保守点検、清掃の作業が適正に遂行できるよ

<p>う必要な協力をしなければならない。</p> <p><u>(公共浄化槽等の移動等)</u></p> <p><u>第18条 住宅所有者及び土地所有者は、自己の都合により既設の公共浄化槽等を移動し、又は撤去しようとするときは、あらかじめ、市長に対し申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の承認に係る公共浄化槽等の移動又は撤去は、当該承認を受けた者の負担により行うものとする。</u></p> <p><u>(監督処分)</u></p> <p><u>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例に基づく処分を取り消し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反している者</u></p> <p><u>(2) 偽りその他不正の手段により、この条例に基づく処分を受けた者</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第20条 故意又は過失によって公共浄化槽等を損傷し、若しくは滅失し、又はその機能に障害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、その損害を賠償する必要がないと特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第21条・第22条 (略)</u></p>	<p>う必要な協力をしなければならない。</p> <p><u>第15条・第16条 (略)</u></p>
---	--

(八幡浜市戸別合併処理浄化槽整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 八幡浜市戸別合併処理浄化槽整備事業分担金徴収条例（平成17年条例第158号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>八幡浜市<u>公共浄化槽等</u>整備事業分担金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、市が施行する<u>公共浄化槽等</u>の設置によって利益を受ける者に対し、設置工事に要する費用の一部に充てるため、分担金の賦課及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>公共浄化槽等</u>」とは、<u>八幡浜市公共浄化槽等の設置及び管</u></p>	<p>八幡浜市<u>戸別合併処理浄化槽</u>整備事業分担金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、市が施行する<u>戸別合併処理浄化槽</u>の設置によって利益を受ける者に対し、設置工事に要する費用の一部に充てるため、分担金の賦課及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>戸別合併処理浄化槽</u>」とは、<u>浄化槽法（昭和58年法律第43号）</u></p>

理に関する条例（平成17年条例第157号。次項において「設置管理条例」という。）第2条第1項第2号に規定する公共浄化槽等をいう。

2 この条例において「住宅所有者」とは、設置管理条例第2条第1項第6号に規定する住宅所有者

をいう。

3 この条例において「補助基準事業費」とは、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）において定められた額をいう。

（分担金の賦課）

第3条 市長は、合併浄化槽等の設置について、住宅所有者ごとに、次の表に定める分担金の額を賦課するものとする。

（表略）

（増嵩経費の賦課）

第4条 市長は、公共浄化槽等の設置に要する経費（公共浄化槽等の設置に係る土地に関する経費を除く。以下「実施事業費」という。）が、補助基準事業費を超えるときは、前条の分担金のほか、住宅所有者ごとに、実施事業費と補助基準事業費の差額を超えない範囲で当該住宅所有者に負担させる経費（以下「増嵩経費」という。）の額を定め、これを賦課することができる。

2 （略）

（徴収の猶予及び減免）

第6条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は分担金を減額し、若しくは免除することができる。

（住宅所有者の地位の承継）

第7条 第5条の規定により分担金を納入した後、住宅所有者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに住宅所有者となった者が、従前の住宅所有者の地位を承継するものとする。

第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理するものであって、し尿及び雑排水を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと）に処理するものをいう。

2 この条例において「住宅所有者」とは、住宅、店舗、事務所及び集会所等の公共施設（建築中のものを除く。以下これらをこの項において「住宅等」という。）の所有者、建築中の住宅等の建築主及び住宅等を建築しようとする住宅等の建築主をいう。

3 この条例において「補助基準事業費」とは、合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱（平成6年10月20日厚生省衛浄第902号厚生事務次官通知）において定められた額をいう。

（分担金の賦課）

第3条 市長は、戸別合併処理浄化槽の設置について、住宅所有者ごとに、次表に定める分担金の額を賦課するものとする。

（表略）

（増嵩経費の賦課）

第4条 市長は、戸別合併処理浄化槽の設置に要する経費（戸別合併処理浄化槽の設置に係る土地に関する経費を除く。以下「実施事業費」という。）が、補助基準事業費を超えるときは、前条の分担金のほか、住宅所有者ごとに、実施事業費と補助基準事業費の差額を超えない範囲で当該住宅所有者に負担させる経費（以下「増嵩経費」という。）の額を定め、これを賦課することができる。

2 （略）

（徴収の猶予及び免除）

第6条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は減額若しくは免除することができる。

（住宅所有者の地位の承継）

第7条 第5条の規定により分担金を納付した後、住宅所有者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに住宅所有者となった者が、従前の住宅所有者の地位を承継するものとする。

（八幡浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 八幡浜市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(下水道事業の設置)</p> <p>第1条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、<u>公共浄化槽等事業</u>及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>公共浄化槽等事業</u>の対象となる<u>公共浄化槽等</u>は、<u>八幡浜市公共浄化槽等の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第157号)第2条第1項第2号に規定する公共浄化槽等であって、15人槽以下の</u>ものとする。</p>	<p>(下水道事業の設置)</p> <p>第1条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、<u>戸別合併処理浄化槽事業</u>及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>戸別合併処理浄化槽事業</u>の対象となる<u>戸別合併処理浄化槽</u>は、<u>し尿及び雑排水を各戸ごと(共同住宅にあっては、各共同住宅ごと)に処理する</u>15人槽以下の<u>浄化槽であって、市が設置した</u>ものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(既設の戸別合併処理浄化槽の取扱い)
- 2 この条例の施行の際現に八幡浜市の公共施設に設置している戸別合併処理浄化槽は、第1条の規定による改正後の八幡浜市公共浄化槽等の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)及び第2条の規定による改正後の八幡浜市公共浄化槽等整備事業分担金徴収条例の適用については、新条例第2条第1項第2号に規定する公共浄化槽等とみなす。

提案理由

浄化槽法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

